

重点プロジェクト事業

推進期間の5年間で2つの事業に、特に重点的に取り組みます。

重点プロジェクト事業は、複数の基本目標をまたぎ、かつ、組織をあげて横断的に取り組む事業として位置づけています。

1 「ストップ!子どもの貧困」ネットワークプロジェクト

貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、多様な機関・団体等がつながり、子どもの貧困対策に向けた仕組みづくりを推進します。

- 子どもの貧困問題に係る運営協議会の設置
…調査研究、ひとり親家庭の就労支援、社会的養護施設等退所児童に対する就労支援
- モデル事業（子どもの居場所づくりや学習支援等）
- 入居債務保証事業（仮称）の実施

2 権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト

地域で生きづらさを抱える人が安心して生活するために、権利擁護の充実を目指して、市町（地域）に向けた働きかけを行うとともに、あらゆる機関がつながりをもち、支え合う仕組みづくりを推進します

- 障がい者関係団体等の協議の場づくり
- 市民後見を見据えた権利擁護体制の構築
- 社会福祉法人における権利擁護の取組推進

「第四次活動推進計画」の全文は、本会のホームページに掲載しております。

<http://www.shizuoka-wel.jp/>

静岡県社協

検索

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70
静岡県総合社会福祉会館 シズウエル内
TEL054-254-5248 FAX054-251-7508
E-mail: spcsw@shizuoka-wel.jp



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 第四次活動推進計画（概要版）

～ “共生・支え合い” による 地域社会の実現をめざして～

基本理念

「“共生・支え合い” による地域社会の実現をめざし、福祉サービスの質の向上と住民主体のまちづくりを推進します

「“共生・支え合い” による地域社会の実現」をめざし、個人の尊厳の保持を旨とした福祉サービスの質の向上を図るとともに、住民一人ひとりの自己実現に向けた自助努力と、「他人を思いやり、お互いを助け合おうとする精神」を基礎とする「住民主体」を原則に、行政や多彩な主体と協力して、福祉のまちづくりを推進します。

基本目標

1
地域福祉
を支える
人づくり

2
地域福祉
を支える
仕組みづくり

3
地域福祉
を支える
基盤づくり

推進期間:平成27年4月～平成32年3月

実施目標

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

実施目標1 住民の意識と主体的な行動力を高めます

市町社協等関係機関・団体と連携協働のもと、全県的な福祉啓発活動を実施するとともに、社会的排除、孤立に向き合い、社会的包摂に向けた福祉教育を推進し、住民の主体的な行動力の向上（ボランティア活動等の促進）を図ります。

- 1 全県的な啓発活動の推進（ふじのくに健康福祉キャンペーン等）
⇒平成29年度までに県内市町及び関係団体が一体となったプログラムを開発・実施
- 2 地域福祉教育の推進
⇒『福祉教育副読本』の全市町での活用
- 3 ボランティア活動の推進
・市町ボランティアセンターの運営支援
⇒5年間で100件の先進事例を収集・紹介
・市民活動への支援（基金による活動助成）
⇒NPO・ボランティアグループへの助成：5年間で300件
- 4 企業の社会的貢献活動の推進



実施目標2 地域福祉活動の核となる人材を育成します

「住民主体の支え合い活動」の活性化を図るため、地域の多彩な主体のやる気を引き出し紡ぐ「情熱」のある人材を、市町社協等と協働して育成するとともに、活動しやすい環境づくりを進めます。

- 1 小地域福祉活動リーダー及び寄り添い型の生活支援サポーターの育成支援
- 2 民生委員・児童委員活動への支援
先進事例の収集・提供 ⇒5年間で100件、市町民児協研修への講師派遣、リーダー層への研修
- 3 地域福祉コーディネーターの育成
⇒5年間で150人を養成
- 4 生活支援コーディネーターや協議体への活動支援
- 5 社協職員の育成



実施目標3 福祉サービスの担い手を確保・育成します

福祉・介護職場の魅力ややりがいの発信と、きめ細やかな就労支援により、より多くの人材を確保するとともに、人材の育成と職場定着率向上を支援します。

- 1 福祉サービスの担い手確保（マッチング支援、職場体験、就職支援セミナー、社会的課題のある方の受入れ事業）
⇒就職人数：年間1,000人、全国3位以内
- 2 質の高い人材の育成支援（研修実施、職場内研修の支援）⇒平均研修満足度95%以上
- 3 福祉・介護職場の魅力ややりがいの発信（教職員向け説明、魅力発見セミナー等）
- 4 人材の確保・定着支援（取組事例の収集・周知）
⇒5年間で30事例



基本目標2 地域福祉を支える仕組みづくり

実施目標1 住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します

地域の生活課題に対し、市町社協をはじめ、地域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりに取り組みます。

- 1 居場所づくりの推進（担い手養成、立上支援、利用促進、空き家等資源の開発）⇒5年間で各中学校区に1か所（県内250地区）の設置
- 2 生活支援サービスの活性化（担い手養成、立上支援、県域における関係者の組織化）⇒県内外の実践事例：5年間で100件を収集・紹介
- 3 小地域福祉活動の活性化（モデル事業の実施、先進事例の収集・提供）
⇒県内外の実践事例：5年間で100件を収集・紹介
- 4 子育て支援団体間の連携・協働の促進
- 5 子どもの貧困対策の推進（重点プロジェクト）
⇒運営協議会(仮称)の設置、モデル事業の直接実施
- 6 民生委員・児童委員活動への支援
- 7 多文化共生の推進
- 8 障がいの種別を超えた関係機関・団体の連携・協働の推進 ⇒推進協議会(仮称)の設置
- 9 地域福祉の担い手の育成
- 10 災害時要援護者支援体制の強化
・災害における社会福祉協議会アクションプランの推進
・県災害ボランティア本部・情報センターの機能強化
・災害時福祉広域支援ネットワークの構築
⇒福祉専門職派遣チーム(福祉版DMAT)の組織化(福祉)避難所、在宅への福祉専門職チーム派遣の仕組みづくり



実施目標2 支援を必要とする住民の地域生活を支えます

深刻な生活課題を抱えている人々に対し、市町社協・福祉事業者等と関係機関が連携・協働し、自らの力を引き出して課題解決に導き、社会的な孤立防止、経済的困窮状況からの脱却に取り組みます。また、個別課題への支援を通し、新たな住民のつながりの再構築を支援する等の地域づくりに努めます。

- 1 生活困窮者の理解促進と自立支援の仕組みづくりへの支援
「ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアム」による郡部の広域実施、生活困窮者支援に取り組む組織・団体のつながりづくり等
⇒支援機関・団体連絡会の開催、先駆的取組事例の収集・共有、評価・検証
- 2 権利擁護体制の構築の推進（重点プロジェクト）
日常生活自立支援事業や成年後見制度を中心とした権利擁護の推進を目的とする多職種・多機能による協議の場の設置等
⇒関係機関との協議の場の設置・広域連携への取組支援
- 3 行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進
地域包括ケア推進に向けた保健・医療・福祉・介護の専門職連携の強化、福祉サービス第三者評価事業の推進、生活支援サービスの活性化
⇒県内実践事例:5年間で100件を収集・紹介
⇒社会福祉法人の苦情解決研修会受講率:5年間で100%



基本目標3 地域福祉を支える基盤づくり

実施目標1 市町社協を支援します

市町社協連絡協議会と連携し、地域の最前線で地域福祉の推進をリーダーする市町社協の自律的な経営と役職員のスキルアップを支援します。

- 1 市町社協相互の連絡調整
事務局等会議、中核リーダー調整会議(調査、研修企画等)⇒平成29年度までに組織化、しずおか社協全体会議、担当別会議等
- 2 調査研究・政策提言
市町社協経営基盤強化検討委員会(市町社協における会員制度のあり方⇒平成27年度に提示)
- 3 市町社協への活動支援及び市町行政との連携強化
- 4 役職員のスキルアップ支援
階層別研修(中核リーダー研修⇒5年間で全市町受講)、分野別研修、人事交流の促進等



実施目標2 社会福祉事業者を支援します

地域住民の安全・安心を支える福祉の拠点として、住民から必要とされる良質なサービス提供主体を目指す社会福祉事業者の、自律的かつ安定的経営を支援します。

- 1 法人経営、施設運営に資する多角的な支援
・福祉施設経営指導事業による専門相談の実施
⇒相談事例の集積、平成28年度に事例集の作成
・経理、人事労務、施設運営管理に係る研修会の開催
・施設整備や設備の充実のための助成
・福利厚生事業のメニューの充実と加入促進
⇒会員数：平成31年度までに6,000人
- 2 多様な事業体、関係団体の連携・協働の推進
・地域ニーズに対する公益的活動の普及・啓発
⇒先駆的・実践的な事例への助成：5年間で150件
・官民協働による災害時における福祉支援体制づくり
⇒県域の調整機能を持つネットワーク本部の立ち上げ



実施目標3 県社協の基盤強化を図ります

地域福祉の総合的な推進を継続的に実施するために、安定的な組織運営を可能とする多様な財源確保と組織構成の拡大を図り、職員が専門性を発揮できるための人材育成を行います。

- 1 会員の拡大(賛助会員の加入促進⇒5年間で100件増、分かりやすい会員体系⇒規程の改正)
- 2 政策提言機能の発揮(調査研究、政策提言)
- 3 人材育成 ⇒毎年度、職員研修計画の見直しと人事交流の実施
- 4 コスト削減(事業の重点化、業務の効率化)
⇒5年間で10%の事務経費の削減
- 5 多様な財源確保(自主財源の確保⇒自主財源前年度比1%増、公的財源等の活用)
- 6 危機管理体制(災害発生時の初動体制整備、コンプライアンスの徹底)
- 7 経営の透明性(財務諸表等の公表、外部監査の実施⇒年3回以上)